

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成 27 年第 1 回箕面市議会定例会議案
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

箕 面 市

平成27年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	平成27年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	平成27年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第3号議案	平成27年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第4号議案	平成27年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	別冊
第5号議案	平成27年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第6号議案	平成27年度箕面市病院事業会計予算	
第7号議案	平成27年度箕面市水道事業会計予算	
第8号議案	平成27年度箕面市公共下水道事業会計予算	
第9号議案	平成27年度箕面市競艇事業会計予算	
報告第1号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
第10号議案	市道路線の認定及び廃止の件	5
第11号議案	箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件	9
第12号議案	箕面市特別会計条例改正の件	15
第13号議案	箕面市行政手続条例改正の件	17
第14号議案	箕面市いじめ防止対策推進協議会条例制定の件	21

第15号議案	箕面市子ども・子育て会議条例制定の件	25
第16号議案	箕面市サル餌 ^{えさ} やり禁止条例改正の件	29
第17号議案	箕面市立霊園条例改正の件	31
第18号議案	箕面市立老人デイサービスセンター条例改正の件	39
第19号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	41

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の4件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月24日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成26年12月22日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年10月14日 午後2時20分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市瀬川三丁目2番2号 箕面市立第三中学校駐車場内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（箕面市立第三中学校 [] 運転）が、上記日時・場所において、駐車するため後退したところ、駐車していた相手方の車両と接触し、同車両の右後部バンパーを損傷したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、50,878円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成26年12月22日

2 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年1月19日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年10月21日 午前10時5分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜井二丁目10番18号 事業所敷地内
- (3) 相 手 方 箕面市所在の法人
- (4) 事 故 の 状 況 本市の消防隊が、上記日時・場所において、消火活動のため相手方の事業所の敷地を通って隣接する建物火災の火元に向かう際に、当該敷地内に設置された相手方所有のコンプレッサーの上部を覆う屋根を破壊し、当該コンプレッサーを破損し、及び事業所の建物の外壁等を汚損したものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、766,854円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 平成27年1月19日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年1月19日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年5月25日 午後2時10分頃
- (2) 事故発生場所 池田市天神一丁目5番22号 医療法人マックシール翼病院南側路上
- (3) 相 手 方 泉大津市在住の個人
- (4) 事 故 の 状 況 本市の救急自動車（消防署警防第一課 [REDACTED] 運転）が、上記日時・場所に

において、患者を病院に救急搬送するため、センターライン付近を徐行し、警備員の誘導に従い同病院の救急車進入口兼駐車場出入口（以下「出入口」という。）に進入するため左折しようとしたところ、左後方に停車していた相手方の車両も出入口に進入しようと前進してきたため、同車両と接触し、その右前部バンパーを破損させたものである。

- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、142,765円とし、市は、相手方に71,383円を支払う。
- (6) 和解年月日 平成27年1月19日

4 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成27年1月19日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年12月4日 午後2時15分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜ヶ丘五丁目6番6号 店舗駐車場入口
- (3) 相手方 箕面市所在の法人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（箕面市立第一中学校 [] 運転）が、上記日時・場所において、相手方の店舗の地下駐車場に駐車するため進入したところ、公用車上部のスピーカーが同駐車場入口の上部に設置された看板に接触し、同看板を破損させたものである。

- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、160,920円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成27年1月20日

第 1 0 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

平成 27 年 2 月 24 日提出

箕面市長 倉田哲郎

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道西小路公園北線ほか 19 路線を認定し、及び市道西小路公園北線ほか 3 路線を廃止するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13731	西小路公園北線	西小路二丁目188番9	西小路二丁目188番14	
13752	牧落西小路西線支線1号線	西小路四丁目355番7	西小路四丁目355番16	
13760	桜井停車場2号線	桜井二丁目340番1	桜井二丁目442番4	
13766	富士住宅8号線	新稻六丁目514番8	新稻六丁目514番19	
13767	瀬川半町線北2号線	瀬川二丁目383番8	瀬川二丁目385番1	
13768	紅葉橋北7号線	桜ヶ丘三丁目325番5	桜ヶ丘三丁目325番5	
13769	田村橋通り西1号線	桜ヶ丘二丁目194番10	桜ヶ丘二丁目194番13	
13770	桜低橋線1号支線	桜ヶ丘二丁目74番3	桜ヶ丘二丁目74番5	
13771	桜新稻線1号支線	桜五丁目482番1	桜五丁目482番1	
13772	北川原線支線1号線	桜一丁目237番16	桜一丁目237番15	
23435	第二中学校線東2号線	如意谷一丁目115番12	如意谷一丁目115番24	
33175	阪急小野原住宅12号線	小野原西四丁目160番209	小野原西四丁目160番179	
33305	西宿区画1号線	西宿二丁目100番	西宿二丁目100番	
33306	西宿区画2号線	西宿二丁目189番1	西宿二丁目98番1	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
33307	西宿区画3号線	西宿二丁目600番	西宿二丁目98番4	
33308	芋川東線1号支線	石丸二丁目353番5	石丸二丁目353番7	
33309	兼松青松園34号線	外院三丁目116番8	外院三丁目116番6	
33310	今宮東線7号支線	今宮三丁目482番1	今宮三丁目61番8	
43509	白島外院線支線1号線	外院三丁目157番5	外院三丁目125番6	
43510	小野原東住宅84号線	小野原東六丁目1番3	小野原東六丁目1番5	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
13731	西小路公園北線	西小路二丁目188番9	西小路二丁目188番8	
13752	牧落西小路西線支線1号線	西小路四丁目355番2	西小路四丁目355番10	
13760	桜井停車場2号線	桜井二丁目340番1	桜井二丁目339番1	
33175	阪急小野原住宅12号線	小野原西五丁目1629番2	小野原西五丁目194番	

第十一号議案

箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件

箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項及び第六項から第八項まで並びに同条第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業することを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

一 外国での勤務

二 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下第七条第一号及び第八条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に定める期間を超えない範囲内において、延長しようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第一条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由

とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当したこととなつたこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が、箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第二十一号）第十四条の規定による特別休暇（女子職員が出産する場合に限る。）を承認されることとなつたこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなつたこと。

（届出）

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならぬ。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合

三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合

四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合

2 第五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第九条 任命権者は、第二条又は第六条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他 の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができ
る。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年

を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間（以下「」の条において「任期」という。）の

限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。（職務復帰後における号給の調整）

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 前項の規定による号給の調整をした場合において、その者の号給が部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかるわらず、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第十一条 箕面市職員退職手当条例（昭和二十八年箕面市条例第二十六号）第八条の四第一項及び第九条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第八条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての箕面市職員退職手当条例第九条

第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第十六条の五 地方公務員法第二十六条の六第一項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。（箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第二十三条 地方公務員法第二十六条の六第一項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。（箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六

年簗面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第二十三条の二 地方公務員法第二十六条の六第一項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（簗面市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

5 簗面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年簗面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条第一項」の下に「又は簗面市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十七年簗面市条例第 号）第九条第一項」を加える。

第十条第一号中「第六条第一項」の下に「又は簗面市職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項」を加える。

（簗面市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

6 簗面市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年簗面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げる、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い職員の配偶者同行休業制度を設けるため、本条例を制定するものである。

第十二号議案

箕面市特別会計条例改正の件

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例

箕面市特別会計条例（昭和三十九年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十六年度の特別会計公共用地先行取得事業費に係る収入及び支出については、この条例の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間、なお従前の例による。

（提案理由）

特別会計公共用地先行取得事業費を廃止するため、本条例を改正するものである。

第十三号議案

箕面市行政手続条例改正の件

箕面市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市行政手続条例の一部を改正する条例

箕面市行政手続条例（平成九年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導（第三十条—第三十四条）」を「第四章 行政

第四章の二

指導（第三十条—第三十四条の二）

处分等の求め（第三十四条の三）」

第二条第五号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「第四章」を「第四章の二」に改め、同条第七号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第八号中「かかる」を「関わる」に改める。

第四条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第八条第一項ただし書中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第三項、第二十二条第三項並びに第二十八条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式

で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

- 一 当該権限行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四章中第三十四条の次に次の二条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十四条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

六 その他参考となる事項

- 3 当該市の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 処分等の求め

第三十四条の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、それは正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は市の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該

処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(簗面市税条例の一部改正)

2 簗面市税条例（昭和二十五年簗面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

(提案理由)

行政手続法（平成五年法律第八十八号）の改正に伴い、市の機関が行う行政指導の中止等の求め及び法令に違反する事実を是正するための処分等の求めに関し必要な手続を定めるため、本条例を改正するものである。

第十四号議案

箕面市いじめ防止対策推進協議会条例制定の件

箕面市いじめ防止対策推進協議会条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市いじめ防止対策推進協議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項及び第三項並びに第三十条第二項の規定に基づき、箕面市いじめ防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、又は連絡調整する。

- 一 いじめの防止等のための対策に関する事項
- 二 法第二十八条第一項に規定する重大事態への対処に関する事項
- 三 いじめ、体罰その他児童等の教育に関する問題の調整に関する事項
- 四 法第二十八条第一項の規定による調査の結果に関する事項
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。
- 3 協議会は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員会が任命した委員をもつて組織する。

一 教育関係者

二 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者

三 学識経験者

四 関係行政機関の職員

2 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、第一項各号に掲げる者のうちから委員会が任命する。ただし、前条第一項第四号に掲げる事項を調査審議させる臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了する時までとする。ただし、その任期は、二年を限度とする。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十の項」を「六十二の項」に、「六十二の項」を「六十三の項」に改める。

別表中六十二の項を六十三の項とし、五十の項から六十一の項までを一項ずつ繰り下げ、四十九の項の次に次のように加える。

箕面市いじめ防止 対策推進協議会		委員	八、九〇〇円
臨時委員	日額	八、九〇〇円	

(提案理由)

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のため連携を図り、調査審議等を行う機関を設置するため、本条例を制定するものである。

第十五号議案

箕面市子ども・子育て会議条例制定の件

箕面市子ども・子育て会議条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十八条の四第三項の規定に基づき、併せて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条第三項及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項に規定する合議制の機関の機能を有する機関として、箕面市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について、調査審議し、連絡調整し、又は処理する。

- 一 児童福祉に関する事項
 - 二 次世代育成支援対策の推進に関する事項
 - 三 子ども・子育て支援法第七十七条第一項各号に掲げる事項
 - 四 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項
- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。
- 3 子ども・子育て会議は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び

委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命した委員をもつて組織する。

一 市民

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

- 2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させ、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、第一項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

- 2 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議又は処理が終了する時までとする。ただし、その任期は、二年を限度とする。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市子ども育成推進協議会条例の廃止)

2 箕面市子ども育成推進協議会条例(平成十七年箕面市条例第二十三号)

は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行後最初に任命される委員及び臨時委員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表五十七の項中「子ども育成推進協議会」を「子ども・子育て会議」に改める。

(提案理由)

平成二十七年四月一日からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、附属機関の所掌事務を整理し、箕面市子ども育成推進協議会を箕面市子ども・子育て会議として再編するため、本条例を制定するものである。

第十六号議案

箕面市サル餌^{えさ}やり禁止条例改正の件

箕面市サル餌^{えさ}やり禁止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市サル餌^{えさ}やり禁止条例の一部を改正する条例

箕面市サル餌^{えさ}やり禁止条例（平成二十一年箕面市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市サル餌^{えさ}やり禁止条例

第一条中「餌やり行為」を「餌やり行為」に改める。

第二条の見出し中「餌やり」を「餌やり」に改め、同条中「餌」を「餌」に改め、同条第一号中「餌付け」を「餌付け」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による許可に係る学術研究又は鳥獣の保護若しくは管理の目的で餌付けを行う場合

第三条の見出しを「（餌やり禁止区域）」に改め、同条中「餌やり」を「餌やり」に改める。

第四条から第六条までの規定中「餌やり行為」を「餌やり行為」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月一十九日から施行する。

(提案理由)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

箕面市立霊園条例改正の件

箕面市立霊園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立霊園条例の一部を改正する条例

箕面市立霊園条例（平成二十二年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

第七条第一項第三号中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条第二項各号を次のように改め、同条を第四条とする。

一 霊園の施設の使用の許可及び区画墓地を使用する権利（以下「区画墓地使用権」という。）の承継に関すること。

二 合葬式墓地への焼骨の埋蔵に関すること。

三 霊園の施設の維持管理に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、市長が定める業務

第二条の次に次の一条を加える。

（靈園の施設）

第三条 霊園の施設は、次のとおりとする。

- 一 区画墓地（一の墳墓）とに区画された焼骨を埋蔵する施設をいう。）、
- 二 合葬式墓地（一の墳墓に多数の焼骨を合同して埋蔵する施設をいいう。）

第九条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第十条の見出し中「使用者の」を削り、同条第一項本文を次のように改める。

指定管理者は、靈園を使用しようとする者を公募するものとする。

第十条第二項を削る。

第二十六条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条とする。

第二十四条の見出しを「（公益上の改葬等）」に改め、同条第一項中「、第二十条第三項に定める場合のほか」を削り、「使用者」を「区画墓地使用者」に、「靈園の区画」を「区画墓地」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「使用者」を「区画墓地使用者及び合葬式墓地使用者」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条ただし書中「使用者が第十九条又は第二十条第二項の規定により靈園の区画」を「区画墓地使用者が、墓石等を設置することなく、使用の許可を受けてから二年以内に、指定管理者に届け出て区画墓地使用権」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条の見出し中「使用権」を「区画墓地使用権」に改め、同条第一項中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「使用権」を「区画墓地使用権」に改め、同条第二項中「使用権」を「区画墓地使用権」に、「市長」を「指定管理者」に、「靈園の区画」を「区画墓地」に、「当該区画」を「当該区画墓地」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の見出しを「（区画墓地の使用許可の取消し等）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「区画墓地使用者」に、「靈園の区画」を「区画墓地」に改め、同項第一号中「靈園の区画」を「区画墓地」に改め、同項第二号中「市長」を「指定管理者」に、「使用権」を「区画墓地使用権」に改め、同項第三号中「墓

石等」を「墓石」に改め、同条第二項中「靈園の区画」を「区画墓地」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 使用の許可を取り消された区画墓地使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、市長は自らこれを執行し、その費用を徴収することができる。

第二十条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(合葬式墓地の使用許可の取消し)

第二十三条 指定管理者は、合葬式墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墓地の使用の許可を取り消すことができる。

- 一 許可に係る焼骨以外のものを合葬式墓地に埋蔵しようとしたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

三 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

第十九条の見出しを「(使用の取りやめ等)」に改め、同条中「使用者（前条の規定により使用権を承継した者を含む。以下同じ。）」を「区画墓地使用者」に、「靈園の区画」を「区画墓地」に、「市長」を「指定管理者」に、「その区画」を「その区画墓地」に改め、同条に次の二条を加え、同条を第二十一条とする。

2 合葬式墓地使用者は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなつたときは、指定管理者に届け出るものとする。

第十八条の見出し中「使用権」を「区画墓地使用権」に改め、同条第一項中「区画を使用する権利（以下「使用権」という。）」を「区画墓地使用権」に改め、同条第二項及び第三項中「使用権」を「区画墓地使用権」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に

次の一条を加える。

(合葬式墓地の埋蔵等)

第二十条 合葬式墓地には、使用の許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

- 2 合葬式墓地の使用の許可を受けた者（以下「合葬式墓地使用者」という。）その他規則で定める者は、その許可に係る焼骨を埋蔵するときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 3 自己の焼骨の埋蔵を目的とする合葬式墓地使用者は、その死後において、その焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておくこととする。親族の焼骨の埋蔵を目的とする合葬式墓地使用者も、同様とする。
- 4 合葬式墓地に埋蔵した焼骨は、いかなる理由があつても返還しない。

第十七条の見出し中「承認」を「届出」に改め、同条中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「靈園の区画」を「区画墓地」に、「市長の承認を受けなければならない」を「指定管理者に届け出なければならない」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を削る。

第十五条の見出し中「使用」を「区画墓地の使用」に改め、同条第一項中「靈園の区画」を「区画墓地」に改め、同条第二項中「靈園の区画」を「区画墓地」に、「埋葬して」を「埋蔵して」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(区画墓地の管理)

第十七条 区画墓地の使用の許可を受けた者（第十九条の規定により区画墓地使用権を承継した者を含む。以下「区画墓地使用者」という。）は、区画墓地の清掃、補修等を行い、その費用は、当該区画墓地使用者の負

担とする。

第十四条中「市長」を「指定管理者」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条（見出しを含む。）中「使用料」を「合葬式墓地使用料」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項及び第二項を次のように改める。

区画墓地を使用しようとする者は、当該使用する区画墓地の使用料（以下「区画使用料」という。）及び靈園の施設（合葬式墓地を除く。）の維持管理に係る費用に充当するための使用料（以下「維持管理使用料」という。）を市長に納付しなければならない。

2 合葬式墓地を使用しようとする者は、合葬式墓地の使用料（以下「合葬式墓地使用料」という。）を市長に納付しなければならない。埋蔵された者の氏名を刻字するために記名板を使用する場合にあつては、記名板の使用料（以下「記名板使用料」という。）を市長に納付しなければならない。

第十二条第三項中「及び維持管理使用料（以下「使用料」という。）」を「、維持管理使用料、合葬式墓地使用料及び記名板使用料（以下第十五条及び第二十五条においてこれらを「使用料」と総称する。）」に改め、「、使用者は」を削り、同条第四項中「使用料」を「区画使用料及び維持管理使用料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第十三条とする。

4 前二項に定めるもののほか、記名板の使用については、合葬式墓地に焼骨を埋蔵した後であつても、当該埋蔵された者の祭祀^レを主宰する者が、指定管理者の許可を受けて市長に記名板使用料を納付することができ
る。

第十一条中「市長は、公募により靈園の使用者の募集」を「指定管理者は、第十条本文の規定による公募」に、「募集した区画」を「募集した区画墓地又は合葬式墓地」に改め、「抽選により」の下に「区画墓地又は合葬式墓地の使用の許可の予定者を」を加え、同条を第十二条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(応募者の資格)

第十一条 前条本文の規定により公募する場合において、応募することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて当該各号に定める者とする。

- 一 区画墓地 市の区域内に住所を有する者であつて、親族又は自己の焼骨を埋蔵しようとするもの
- 二 合葬式墓地 親族（規則で定める親族をいう。第二十条第三項において同じ。）又は自己の焼骨を埋蔵しようとする者別表を次のように改める。

別表（第十三条関係）

一 区画墓地

区分	区画使用料	維持管理使用料
一平方メートル型	五〇四、〇〇〇円	九六、〇〇〇円
二平方メートル型	一、〇〇八、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円
二・二平方メートル型	一、一〇八、八〇〇円	二二一、一〇〇円
三平方メートル型	一、五一二、〇〇〇円	二八八、〇〇〇円
四平方メートル型	一、〇一六、〇〇〇円	三八四、〇〇〇円
五平方メートル型	二、五二〇、〇〇〇円	四八〇、〇〇〇円
六平方メートル型	三、〇二四、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円

備考 維持管理使用料の額は、この表の額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額とする。

二 合葬式墓地

区分	合葬式墓地使用料（一体につき）	記名板使用料
市内	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
市外	七五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円

備考

一 合葬式墓地使用料及び記名板使用料の額は、この表の額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額を加算して得た額とする。

二 この表において「市内」とは合葬式墓地使用者が市内に住所を有する場合又は埋蔵される者が死亡当時に市内に住所を有していた場合を、「市外」とはこれら以外の場合をいう。

三 合葬式墓地使用者又は第十三条第四項の規定により焼骨の埋蔵後にその祭祀を主宰する者が納付する記名板使用料の区分については、合葬式墓地の使用の許可の際に納付した合葬式墓地使用料と同じ区分とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の箕面市立霊園条例の規定によりされた霊園の区画の使用に係る許可、手続その他の行為は、この条例による改正後の箕面市立霊園条例の規定によりされた区画墓地の使用に係る許可、手続その他の行為とみなす。

3 改正後の第二十二条第一項及び第二十五条の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた区画墓地に係る使用の許可の取消し及び区画使用料の還付について適用し、同日前に使用の許可を受けた霊園の区画に係る使用の許可の取消し及び区画使用料の還付については、なお従前の例による。

(提案理由)

靈園の使用者の利便性の向上を目的として合葬式墓地を整備し、指定管理者の業務の範囲を拡大するとともに、区画墓地に係る使用料の額を改定するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市立老人デイサービスセンター条例改正の件

箕面市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条

例

箕面市立老人デイサービスセンター条例（平成十六年箕面市条例第四十
六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表箕面市立稲老人デイサービスセンターの項を削る。

第二条第三号中「第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護」を「第
百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業」に改める。

第八条の表箕面市立稲老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立稲老人デイサービスセンターの事業の移行及び介護保険法（平
成九年法律第二百二十三号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条
例を改正するものである。

第十九号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日提出

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表百十八の項から百二十の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

（提案理由）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

